

単価契約書（案）

1 業務の名称 大分県立図書館資料等配送サービス業務

2 履行期間 自 令和7年11月1日
至 令和10年10月31日

3 契約金額 契約金額（単価）は、以下のとおりとする。

品 名	区分	単位	単価（円）
配送料	市町村立図書館・県立学校	個	

※契約金額に110分の10を乗じて得た額が取引に係る消費税及び地方消費税である。

4 契約保証金 大分県契約事務規則第5条の規定に基づく

発注者 大分県立図書館長 石掛 忠男（以下「甲」という。）と受注者
（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別添の「大分県立図書館資料等配送サービス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の契約業務（以下「業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（業務の調査等）

第3条 甲は、必要がある場合には、乙に対して業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査）

第5条 甲は、乙から役務の提供を受けたときは、その日から起算して10日以内に出荷票により検査を行う。

（契約金額の支払）

第6条 乙は、月ごとに配送した個数に契約単価を乗じた金額の総額を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の提出する適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該金額

を乙に支払うものとする。この場合、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第8条 乙の責めに帰する理由により、1週間以内に納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金額に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(機密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(契約の変更)

第10条 甲は、特に必要があると認めたときは、乙と協議して契約を変更し、若しくはその履行を中止させることができるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期限までに資料の配送ができないと認めたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第12条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(特約事項)

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証明するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲 住 所 大分市王子西町14番1号
大分県立図書館長 石掛 忠男 印

乙 住所
商号又は名称
代表者氏名